

<空気調和機器 更新工事の補助について>

※ 住宅を改装・増築・建替した場合は、補助対象とならない場合がありますので、環境対策課へお問い合わせください。

令和5年4月1日から創設【4回目の補助】(更新工事④)

更新工事③により設置した空気調和機器が、10年以上の使用により故障したり機能が失われている場合、空気調和機器を、再度、取り替える工事費の補助をします。

なお、1回目、2回目、3回目の取替工事補助とは補助要件及び内容が異なりますので詳細については、環境対策課にお問い合わせください。

【1・2・3回目の補助】(更新工事①・②・③)

羽田空港周辺地域(※1)の防音工事・更新工事①・②により設置した空気調和機器が、10年以上の使用により故障したり機能が失われている場合、空気調和機器を、再度、取り替える工事費の補助をします。

なお、1回目、2回目、3回目で取替工事補助とは補助要件及び内容が異なりますので詳細については、環境対策課にお問い合わせください。

※1 対象地域 羽田空港周辺地域

町	丁目	番(住居表示街区)
大森東	一丁目	28・29
	三丁目	16~20・25~28
	五丁目	2~6・10~20・23~33・37
大森南	二丁目	5~8・24・25
	三丁目	5~10・19~22・32・33
	四丁目	全域
	五丁目	全域

町	丁目	番(住居表示街区)
平和島		全域
東糀谷	六丁目	全域
羽田旭		9~16
羽田	三丁目	3・8~12・18~25・30・33~36
	四丁目	4・5・11~14・21・22
	五丁目	全域
	六丁目	全域

工事補助制度のおおまかな流れ

⇒申込者に行っていただく内容です。



※2 補助金交付のため、いくつかの書類に押印し、提出していただく必要があります。

※ 更新工事は年2回実施予定です。工事時期及び申込み締切日は環境対策課へお問い合わせください。

※ 現場調査を行う業者、工事を行う業者は大田区からお知らせが届きます。

※ 工事費は国と大田区で原則、全額補助します。(実費負担をしていただく場合があります。)

申込方法

<提出書類> 空気調和機器更新工事①・②・③・④補助申込書

(補助申込書は下記の各特別出張所、環境対策課にあります。大田区HPからダウンロードも可)

<提出先>

入新井、大森西、大森東、糀谷、羽田の各特別出張所へ持参、又は環境対策課へ郵送もしくは、持参

大田区 環境対策課 環境調査指導(空港周辺対策)

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号 本庁舎8階

お問い合わせ